

千葉県最低賃金の改定決定に係る意見書など

(意見書)

JAM 東京千葉 千葉県連絡会	1
マルヤマユニオンほか 26 名	2
千葉県労働組合連合会	28
自治労連千葉県本部 女性部役員一同	30
ちば合同労働組合	32
千葉県内地区労・ユニオン交流会	33
一般社団法人千葉県タクシー協会	35

(要請など)

千葉県内地区労・ユニオン交流会	37
日本労働組合総連合会	38
日本労働組合総連合会千葉県連合会	41
日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会	43
千葉県弁護士会	46
時給 1500 円以上・地域間格差解消の要請(4171 筆)	47

(取扱：千葉県労働組合連合会)

郵政産業労働者ユニオン浦安支部 (意見書)	49
-----------------------	----

千葉県最低賃金ならびに特定（産業別）最低賃金に関する意見書

千葉県最低賃金に関するこれまでの真摯なご対応に敬意を表します。

日本経済は、回復基調にあります。歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いています。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要があります。

2025年春季生活闘争では、労使の懸命な努力で賃金の引き上げに取り組まれています。生活が向上したと実感している人は少数にとどまっています。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができます。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていないのが実態です。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっています。

連合が2024年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準（※通称「連合リビングウェイジ」）は時間給で1,220円、単身者世帯でも月額201,000円であり、現在の千葉県の最低賃金1,076円で1日8時間、1か月22日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にあります。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額1,000円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請します。

地域別最低賃金の「全労働者について賃金の最低限を保障する安全網」とは別に、特定（産業別）最低賃金の役割・意義は、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組みを補完する点、公正な賃金設定、企業間における公正競争に資する点にあります。また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定（産業別）最低賃金の金額改正に対しては、労使の前向きな議論が必要です。賃金コストの企業間格差是正、ダンピング競争防止に向けて金額改正の議論をすべきではないかと、およそ3割以上の労働者が申出しているということを尊重していただきたく、下記の通り意見を申し出るものです。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額1,000円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として1,220円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定（産業別）最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金（均等・均衡待遇）を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定（産業別）最低賃金を存続させること

以上

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人々が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができてこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準（※通称「連合リビングウェイジ」）は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏み審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定（産業別）最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として 1,220 円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定（産業別）最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金（均等・均衡待遇）を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定（産業別）最低賃金を存続させること

以 上

2025 年 7 月

JAM 東京千葉労働組合 会長

労組名

マルヤ
中央執行部

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準（※通称「連合リビングウェイジ」）は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定（産業別）最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として 1,220 円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定（産業別）最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金（均等・均衡待遇）を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定（産業別）最低賃金を存続させること

以 上

2025 年 7 月

JAM 東京千葉連絡会 会長

労組名

代表者名

**JAM 東京千葉
葛飾精鋼労働組合**

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準（※通称「連合リビングウェイジ」）は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定（産業別）最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として 1,220 円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定（産業別）最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金（均等・均衡待遇）を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定（産業別）最低賃金を存続させること

以 上

2025 年 7 月

JAM 東京千葉連絡会 会長

労組名 新電力労働組合千葉支部

代表者名

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準（※通称「連合リビングウェイジ」）は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定（産業別）最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として 1,220 円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定（産業別）最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金（均等・均衡待遇）を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定（産業別）最低賃金を存続させること

以 上

2025 年 7 月

JAM 東京千葉連絡会 会長

労組名

セイコー労働組合

代表者名

執行委員長

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称「連合リビングウェイジ」)は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額1,000円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として1,220円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定(産業別)最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること

以 上

2025 年 7 月

JAM東京千葉連絡会 会長

労組名

代表者名

セイコー労働組合 幕張支部 支部長

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができてこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準（※通称「連合リビングウェイジ」）は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定（産業別）最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額1,000円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として1,220円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定（産業別）最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金（均等・均衡待遇）を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定（産業別）最低賃金を存続させること

以 上

2025年 7月

J A 千葉労働組合 会 長

労組名

千葉労働組合

代表者名

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができてこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称「連合リビングウェイジ」)は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として 1,220 円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定(産業別)最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること

以 上

2025 年 7 月

JAM 東京千葉労働組合 会長

労組名 不ニサッシュニオン千葉支部 代表者名

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称「連合リビングウェイジ」)は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額1,000円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として1,220円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定(産業別)最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること

以 上

2025年 7月

JAM東京千葉労働組合 会長

労組名 宮地エンジニアリング労働組合 代表者名

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称「連合リビングウェイジ」)は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額1,000円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として1,220円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定(産業別)最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること

以 上

2025年 7月

JAM東京千葉労働組合 会長

労組名 JAM東京千葉
旭ダイヤモント労働組合 代表者名

〒299-0247 千葉県袖ケ浦市
権の森 385-42

執行委員長

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称「連合リビングウェイジ」)は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として 1,220 円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定(産業別)最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること

以 上

2025 年 7 月

JAM 東京千葉労働組合 会長

労組名

横河ブリッジ労働組合

代表者名

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準（※通称「連合リビングウェイジ」）は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定（産業別）最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として 1,220 円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定（産業別）最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金（均等・均衡待遇）を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定（産業別）最低賃金を存続させること

以 上

2025 年 7 月

JAM 東京千葉労働組合 会長

労組名

尾崎製作所労働組合

代表者名

印

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称「連合リビングウェイジ」)は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額1,000円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として1,220円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定(産業別)最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること

以 上

2025年 7月

JAM東京千葉連絡会 会長

労組名 JAM東京千葉
ヤスダファインテ労働組合

代表者名

千葉県鴨川市北風原938

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称「連合リビングウェイジ」)は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額1,000円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として1,220円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定(産業別)最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること

以 上

2025年 7月

JAM東京千葉連絡会 会長

労組名

成和技研労働組合

代表者名

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称「連合リビングウェイジ」)は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額1,000円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として1,220円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定(産業別)最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること

以 上

2025年 7月

JAM東京千葉連絡会 会長

労組名

新三興鋼管労働組合

代表者名

執行委員長

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準（※通称「連合リビングウェイジ」）は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定（産業別）最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として 1,220 円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定（産業別）最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金（均等・均衡待遇）を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定（産業別）最低賃金を存続させること

以 上

2025 年 7 月

JAM 東京千葉連絡会 会長

労組名 MHIハセック労働組合

代表者名 執行委員長

〒287 千葉県香取市山之辺 261
-0042 電話 (0478) 58-5330

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称「連合リビングウェイジ」)は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として 1,220 円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定(産業別)最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること

以 上

2025 年 7 月

JAM 東京千葉 千葉県連絡会

会 長

労組名

セイコー労働組合
高塚・大野支部

代表者名

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができてこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称「連合リビングウェイジ」)は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額1,000円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として1,220円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定(産業別)最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること

以 上

2025年 7月

JAM東京千葉連絡会 会長

労組名

クボタ京葉ユニオン

代表者名

執行委員長

〒273-0018

千葉県船橋市栄町

2-16-1

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称「連合リビングウェイジ」)は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として 1,220 円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定(産業別)最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること

以 上

2025 年 7 月

千葉 千葉県連絡会

会 長

労組名

東京

組合

代表者名

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称「連合リビングウェイジ」)は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として 1,220 円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定(産業別)最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること

以 上

2025 年 7 月

JAM 東京千葉連絡会 会長

労組名

TDK 労働組合 東日本

代表者名

本部長

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称「連合リビングウェイジ」)は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として 1,220 円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定(産業別)最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること

以 上

2025 年 7 月

JAM 東京千葉連絡会 会長

労組名 小島労働組合

代表者名

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称「連合リビングウェイジ」)は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額1,000円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として1,220円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定(産業別)最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること

以 上

2025年 7月

JAM東京千葉連絡会 会長

労組名 日鉄SG74労働組合

代表者名

275-0001

千葉県習志野市東習志野7-4-4

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準（※通称「連合リビングウェイジ」）は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定（産業別）最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として 1,220 円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定（産業別）最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金（均等・均衡待遇）を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定（産業別）最低賃金を存続させること

以 上

2025 年 7 月

JAM東京千葉 千葉県連絡会 会 長

労組名 セイコーソリューションズ労働組合

代表者名
執行委員長

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称「連合リビングウェッジ」)は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェッジに基づく生活に最低限必要な額として 1,220 円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定(産業別)最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること

以 上

2025 年 7 月

JAM 東京千葉連絡会 会長

労組名

代表者名

東邦シートフレーム労働組合

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準（※通称「連合リビングウェイジ」）は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定（産業別）最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として 1,220 円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定（産業別）最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金（均等・均衡待遇）を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定（産業別）最低賃金を存続させること

以 上

2025 年 7 月

JAM 東京千葉 千葉県連絡会 会 長

労組名 大重真空労働組合 代表者名

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準（※通称「連合リビングウェイジ」）は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定（産業別）最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として 1,220 円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定（産業別）最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金（均等・均衡待遇）を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定（産業別）最低賃金を存続させること

以 上

2025 年 7 月

JAM 東京千葉連絡会 会長

労組名

ホリキリ労働組合

代表者名

千葉県八千代市上高野 1827-4

2025 年度 最低賃金引上げに関する要請書

日本経済は、回復基調にあるが、歴史的な円安や長引く物価高騰に実質賃金が追いつかず、個人消費は抑制された状況が続いている。実質賃金が継続的に上昇することにより個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要がある。

2024 年春季生活闘争では 33 年ぶりに 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまっている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持つことができこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。しかしながら、大幅な賃上げができたのは一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの労働者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分に行き届いていない。また、労働力人口減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2024 年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称「連合リビングウェイジ」)は時間給で 1,220 円、単身者世帯でも月額 201,000 円であり、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働く環境をめざし、また、全国各県の最低賃金が時間額 1,000 円以上になるよう、千葉県においてはステップを踏む審議を強く要請する。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間額1,000円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として1,220円をめざし、今年度の引き上げ額を審議すること

2. 特定(産業別)最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること

2025年 7月

以 上

JAM東京千葉連絡会

会 長

労組名

エイブル7 労働組合

代表者名

2025 年 7 月 25 日

千葉地方最低賃金審議会委員 各位

千葉県労働組合
議長

2025 年度千葉地方最低賃金額改定の目安検討にあたっての意見

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている委員の皆様にご心から敬意を表します。今年度の千葉県の最低賃金改定にかかわり、千葉県労働組合連合会（千葉労連）としての意見を以下の通り述べ、検討に反映されるよう求めます。

日本の実質賃金は 2024 年で前年比 0.5%減、3 年連続マイナスとなり、2025 年 4 月の毎月勤労統計調査（速報）でも、前年同月 1.8%減、4 カ月連続のマイナスです。「高水準だった春闘での賃上げが反映され始めたものの、米価の高騰など物価高に賃上げが追いつかない状況が続いている」と報道されています。こうしたなかで、政府が「賃上げこそが成長戦略の要」と位置づけ、最低賃金については「2020 年代に全国平均 1,500 円」の実現を掲げたことに、多くの問題点はありつつも、私たちは注目しています。現状の物価高騰に対する労働者の賃上げは追いついておらず、最低賃金を大幅に引き上げるなどの法規制をかけることは、今まで以上に重要なことだと考えます。

千葉県の昨年の最低賃金改定では時間額 1,076 円となりましたが、この水準では法定 1 日 8 時間労働で週 5 日勤務と仮定した場合、月額約 180,000 円、年額約 2,200,000 円にしかならず、この金額ではまともな生活を送ることは困難であり、ダブルワークもしくはトリプルワークをしている労働者も大勢います。

また、千葉労連が実施した自治体非正規職員の賃金実態調査では、2024 年 4 月 1 日時点の時間額が 2024 年 10 月 1 日の最低賃金改定に伴って引上げが必要となった、もしくは改定を見込んで 1,076 円に設定した自治体は 34 市町村ありました。このことは、非正規労働者の多くの賃金が最低賃金を目安とされ、地場賃金を低く抑える要因ともなっています。その結果、人口減少や必要な職種の労働者不足といった問題に波及しています。千葉県の場合、隣接している東京都と最賃が時間額で 87 円格差がありますし、全国では時間額 212 円も格差があるため、地方から労働者の流出をさらに促し、地域経済の発展を阻害する一因であるとして、自治体から意見書などの形で格差の縮小・解消を求める声が大きく広がっています。

最低賃金審議会は、当該地方の最低賃金の改定を審議し答申を行うことを任務としていることと認識していますが、最低賃金を審議する要素のひとつに使用者側の支払い能力があることから、最低賃金の改定額を審議するにあたって、とりわけ中小企業・小規模事業者に対する支援対策についても検討する必要があると考えます。最低賃金審議会として、具体的な指標が示されないような「支払能力」に執着するのではなく、生計費原則などの生活実態にウエイトを置いた審議を行うことを期待します。最低賃金の凍結や抑制は、経済に対する負の効果しかありません。

日本の最低賃金は、先進諸国中で最も低水準の国に属し、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことすら困難にするだけでなく、労働者・国民の消費購買力を押しとどめることによって地方経済の疲弊をも招いています。最低賃金 1500 円以上、全国一律制の実現は、非正規雇用労働者だけでなく、労働者全体の賃金底上げと消費購買力向上による日本経済の好循環をも生み出すことになります。

消費を向上させて経済の「好循環」を図るためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国

一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給 1,500 円以上に引き上げることが求められます。同時にそれを補完する、中小企業の願いに寄り添った利用しやすくして行政の力強い支援策の拡充は不可欠です。

今年の千葉県最低賃金の改定のための審議を行うにあたって、最低賃金法第 25 条第 5 項の規定にもとづき、下記のとおり意見を申し出るものです。

記

1. 地域別最低賃金については時間額 1,500 円以上へと引き上げる方向で審議を行なっていただきたい。全国情勢等からやむを得ず、今年は直ちに時間額 1,500 円以上とすることができない場合でも、来年には時間額 1,500 円に到達する目標を明らかにして、今年度の引上げ額を答申していただきたい。
2. 都道府県によって不合理な格差を前提とする現行の最賃法を改正して、全国全産業一律最低賃金制度を創設するよう答申で政府に求めている。
3. 最低賃金と生活保護との整合性をはかる算定方法については、以下の点を考慮した手法を採用するよう、政府に求めている。
 - ① 生活保護の級地については、県庁所在地である千葉市の値を用いること。
 - ② 勤労に伴う必要経費について配慮するため、「勤労控除」を含めて算定すること。
 - ③ 住宅扶助については支給実績ではなく、特別基準額を用いること。
 - ④ 生活保護を時間換算するにあたって、月 150 時間で計算すること。
 - ⑤ 公課負担（税・社会保険料）補正をする際、千葉の数値で補正すること。
4. 千葉地方最低賃金審議会において、意見陳述の場を設けていただきたい。
5. 最低賃金改定の審議に当たって、検討要素のひとつに使用者側の支払い能力があることから、中小企業、小規模事業者への負担軽減対策として支援制度の拡充を政府に求めている。

以 上

2025 年 7 月 25 日

千葉地方最低賃金審議会委員 各位

自治労連千葉県本部

女性部役員

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-1

TEL043-227-9393

最低賃金いますぐ 1500 円以上の大幅引き上げ・全国一律最低賃金制度の確立と
貧困をなくし持続可能な社会・ジェンダー平等の実現を

2025 年度千葉地方最低賃金額改定の日安審議にむけた意見書

意見

1. 女性の貧困率の改善のためにも、最低賃金はいますぐ 1500 円以上の大幅に引き上げる方向で審議を行うこと。
2. 男女賃金格差をはじめ、あらゆる賃金差別を是正し、均等待遇の実現と、最低賃金の大幅引き上げを行うとともに、全国一律最低賃金制度の確立を行うこと。
3. 非正規公務員の賃金引き上げのためにも、最低賃金の大幅な引き上げを行うこと。
4. 諸外国同様、中小企業への支援を行い、最低賃金の大幅な引き上げを行うこと。

意見理由

<女性の貧困率の改善のために>

2024 年平均の就業者数は 6781 万人と、前年比 34 万人増加（4 年連続増加）しています。男女別でみると正規では男性 2355 万人（+9 万人）、女性 1299 万人（+31 万人）の一方、非正規職員・従業員は、男性 682 万人（-1 万人）、女性 1444 万人（+3 万人）、と女性は、圧倒的に非正規が多くなっています。

日本の貧困率は OECD 加盟 37 カ国中 8 位、G7 の中では最も高いとされていて、特にひとり親世帯の貧困率は 44.5% と高く、一刻も早い解消が求められています。

厚労省の 2024 年国民生活基礎調査による所得の中央値は 405 万円、中央値の半分とされる貧困線は 202.5 万円ですが、現在の千葉県の最低賃金 1,076 円で 1 日 8 時間労働、週 5 日勤務と仮定した場合、月額約 180,000 円、年額約 2,200,000 円です。物価高騰の情勢の中、貧困線に近い金額でまともな生活を送ることは困難です。最低賃金は全国一律 1500 円への引き上げをいますぐ行うべきです。

<男女賃金格差をはじめとする差別解消と、均等待遇実現のために>

2024 年の日本のジェンダーギャップ指数は、146 か国中 118 位と G7 でも最下位である。特に政治・経済分野の遅れが顕著である。経済分野の遅れの原因は女性の管理職比率や男女

賃金格差にある。

女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム報告（令和 7 年 3 月 26 日）によれば、各産業における正社員と非正規雇用者の賃金（一般労働者（フルタイム）、年収換算）で、男性正社員 620 万円に対して、女性正社員 459 万円、女性非正規は 283 万円と低額です。15～64 歳の女性就業率は 74.1%（男性 84.5%）と高水準と、そもそも男性より 10 ポイントも低いですが、その上、30 代以降は非正規雇用割合が高くなっています。この背景には、結婚出産を機に、女性の多くが子育てと仕事の両立が困難になり、退職や非正規への転換を迫られることがあります。

男性が多くを占める正社員（正職員）620 万円に対し、女性が多くを占める「正社員（正職員）以外」は、283 万円であり、「正社員（正職員）以外」の時給改善に直接影響のある最低賃金の大幅引き上げは、男女賃金格差の解消に有効です。

誰もが安心して働くためには、長時間労働の解消とともに、「8 時間働けばふつうに暮らせる賃金」の実現が求められる。世界の基準を日本の当たり前、残業しなくても暮らせる賃金を保障するためにも、全国一律最低賃金制度の確率と最低賃金の大幅引き上げが必要です。

<公務職場においても最低賃金の引き上げを>

国家公務職場における期間業務職員及び地方自治体職場における会計年度任用職員、いわゆる非正規公務員の給与は、最低賃金法が適用除外であるが、「給与決定には最低賃金を含めた地域の実情等を踏まえること」とされており、多くの非正規公務員が最低賃金近傍の給与で働いています。また、昇給制度がないため、長期間、低水準の給与に据え置かれている実態があります。そして、非正規公務員の多くは、民間企業と同様、女性であり、公務職場における男女の賃金差異や女性の貧困の要因にもなっています。こういった状況を改善するためにも、最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

<諸外国同様、中小企業への支援を>

日本の中小企業に勤める労働者は全労働者の 7 割を占めているが、円安・物価高の影響を価格転嫁できず、賃上げができない中小企業が多い。現行の政府の助成金は生産性向上などの条件を付し、手続きが煩雑で使いづらいです。韓国では 30 人未満企業に一人時給 136.5 円を補助、社会保険料の減免（5 人未満企業で 90%、5 人以上 10 人未満の企業に 80%減免）、クレジットカード手数料の上限規制などを行いました。フランスでも最低賃金を 3 年間で 10%以上引き上げた際には、中小企業対策として 2 兆 2800 億円を財政支出し最低賃金の 1.6 倍までの賃金の社会保険料使用者負担を軽減しました。労働者の賃金改善を行うためにも、諸外国に学び、社会保険料の減免等、中小企業への具体的支援をおこなうことが必要です。

以上

千葉地方最低賃金審議会

会長 村上典子 殿

最低賃金の抜本的な引き上げ答申を求めます

2025年7月28日

ちば合同労働組合

千葉市中央区要町2-8 DC会館内

電話043-225-2207

2025年10月1日から適用となる千葉県の最低賃金について、2025年度において時給1500円とする答申を求めます。

この間の急激な物価上昇と比較すれば、昨年までの最低賃金の引き上げ額は緩やかと言わざるを得ず、結果的に労働者の実質賃金の低下をもたらしています。千葉県の最低賃金で月160時間働いても月収は約17万円で、そこから税金や社会保険料、家賃や光熱費、通信費や食費を支払うと手元にはほとんど残りません。労働者が安心して生活を営み将来を設計するために最低賃金を大幅に引き上げる必要があります。

最低賃金の引き上げが遅々として進まない一方で、日本政府は、軍事費（防衛費）の大幅な増額を進めています。2027年度には防衛関係費が総額で年間11兆円規模に引き上げるとの試算が提示されています。福祉や教育が切り捨てられ、軍拡だけが続く状況は、若者や非正規労働者だけでなく、子育て世代や高齢者を含む社会全体の問題です。軍事費ではなく労働行政や社会保障、福祉や教育に予算を回すべきです。

最低賃金については地域間格差も焦点化しています。千葉県と東京都の最低賃金差が87円（時給）あり、また千葉県と茨城県との差が71円もあり、「地域差が生む越境バイト」などと報道されています。都市と地方の生計費の差は縮小・均一化の傾向にあり、生存権の保障や地域格差の是正のためにも、最高額の東京都に合わせた最低賃金全国一律制度とすべきと思います。千葉地方最低賃金審議会において全国一律最低賃金制度への移行を検討・表明すること、また当面は、千葉県の最低賃金について東京都と同額の答申とすることを求めます。

最低賃金制度に対する法的・経済的・社会的な意義は強まっています。最低賃金審議会の役割にも社会の注目が集まっています。タウンミーティングなど広範な人びとの意見を反映する場を設けることも検討してください。

以上

千葉労働局

局長 小山 英夫 様

最低賃金の抜本的な改正を求める意見

千葉県内地区労・ユニオン交流会

代表 [REDACTED]

290-0082 市原市五井中央南 1-1-23

市原地区労働組合協議会

0436-21-5473
[REDACTED]

私は市原地区労働組合協議会で議長をしています [REDACTED] と申します。最低賃金の抜本的な改正を求める意見を申し述べさせていただきます。

まず少しだけ私自身の話をさせてください。 [REDACTED]

[REDACTED]

話が個人的な問題に過ぎました。ここから本論に入ります。

中央最低賃金審議会が、2024 年度において、全国加重平均 51 円（過去最高額）の引上げ額を示し、千葉県においても、50 円の引上げがなされ、その結果最低賃金額は時給 1076 円とされました。しかし、増額された上記金額でさえも、1 日 8 時間、週 40 時間働いたとしても月収約 17 万 2160 円、年収で約 223 万円にしかありません。これでは労働者が賃金だけで人間らしい生活を持続的に営むことはできないばかりか、すべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網（セーフティネット）としての最低賃金制度の目的を果たしていません。

最低賃金法は、第 1 条において「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障すること」によって「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」に資することを目的とする旨を明示しています。このような現状を踏まえれば、最低賃金額をさらに引き上げ、最低賃金制度をすべて

の労働者を不当に低い賃金から保護する安全網（セーフティネット）として真に実効的に機能させることが必要不可欠であるとかんがえます。

光熱費・物価の高騰が続き、生活困難が広がっています。この物価高騰下であるにも関わらず、給料や時給が十分に上がらず、実質賃金は低下しています。さらに、日本の最低賃金が先進各国の最低賃金と比較しても著しく低いことは、従前と変わっておらず、日本の相対的貧困率が15.4%と、先進各国中最悪となっている要因の一つでもあります。

しかし、日本では最低賃金が抜本的に引き上げられる様子がありません。正社員の賃金ですら、最低賃金付近の労働者が増加しています。特に重要な社会サービスを担う介護労働者や保育労働者などのエッセンシャルワーカーの多くが最低賃金レベルで働いています。最低賃金がかつてのような家計補助的な労働に対する賃金設定とは異なる次元の社会的な影響をもつようになっており、最低賃金の動向は多くの労働者に影響するとともに、貧困や格差の広がりを食い止める役割を担う、そのような社会的位置付けに変化しています。また、最低賃金の地域間格差が広がっており、地方からの人口流失や地域経済の疲弊も問題となっています。

他方、最低賃金の引上げにあたっては、財政的な裏付けが乏しい中小企業を支援する方策が必要です。2022年4月1日以降の事業年度について、給与等を増額させた場合にその一部を法人税等から税額控除できる賃上げ促進税制が開始されました。また、ものづくり補助金や持続化補助金においても賃上げをした中小企業への補助率を引き上げる特別枠が設けられているほか、政府調達においても賃上げをした中小零細企業に対し加点が行われる等されています。

国民経済の健全な発展には、中小企業への支援策を充実させると同時に最低賃金額の引上げを図ることが肝要であり、上記の実行計画は、まさにこの点を意識した内容となっているものであり、このような中小企業への支援策はさらに充実されるべきであると考えます。

よって、私は、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び国民経済の健全な発展への寄与という最低賃金法の目的を達するため、千葉地方最低賃金審議会に対し、主体的に地域別最低賃金額の抜本的引上げを図ることを求めます。私たちは最低賃金の抜本的引き上げと全国一律・最低賃金1500円以上を求めます。

千タ協発第 48 号
令和 7 年 7 月 23 日

千葉地方最低賃金審議会
会長 村上典子様

一般社団法人千葉県タクシー協会
会長

最低賃金の改正決定に係る意見について

令和 7 年 7 月 11 日付け千葉労働局一般公示第 29 号「最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」に基づき、下記のとおり意見を申し上げます。

記

タクシー事業においては、令和 2 年 2 月以降のコロナ禍、そして令和 3 年秋頃からの急激な燃料価格の高騰・高止まりなどにより、事業継続のためやむなく借り入れた融資金の返済や、猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが、今なお経営に重くのしかかっており、今なお大変厳しい経営状況にあります。

地方創生の一担い手であり、地域住民の移動を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、輸送人員等については、徐々に回復基調にあるとはいえ、未だ 9 割程度しか回復しておらず、今後においても予断を許さない状況であり、コロナ禍以降 13 社がタクシー事業の廃止を余儀なくされている状況です。

特に、千葉県内の法人タクシー事業者は、車両数 30 両以下が 2/3 を占めており、従業員数 300 人以下の企業が約 97% となっており、事業者のほとんどが中小零細企業です。また、多くのタクシー事業者においては歩合給という賃金制度を採用した上で、営業収入が上がらず歩合額が最低賃金を下回る場合は赤字であっても事業者負担により最低賃金額を保証することとしておりますが、タクシー事業の主たる収入である運賃は、国による認可制であり、自助努力のみ

によっては、価格転嫁を行うことは非常に困難であります。

このため、最低賃金額の大幅な引上げは、最低賃金割れの場合に事業者負担を大きく増加させることとなり、地域公共交通機関であるタクシー事業において、国民の安定的な生活の確保、社会の安定の維持の観点から、国からの事業継続の要請を受けて日夜懸命の努力を続けている中で、その経営基盤を揺るがしかねない惨憺たる結果を招くおそれがあります。

貴会におかれましては、千葉地方最低賃金の改定の審議におきまして、タクシー事業の実情をご理解賜りますとともに、最低賃金法第9条第2項に定める、「地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める。」という基本原則に基づきまして、慎重のうえにも慎重なる御審議賜りますよう要望致します。

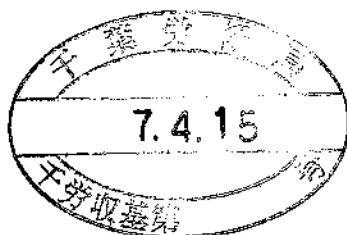
何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

千葉労働局
局長 岩野 剛 殿

千葉県内地区労・ユニオン交流会

市原地区労働組合協議会
習志野地区労働組合協議会
八千代地区労働組合協議会
君津・木更津地区労働組合センター
労働組合千葉県なのはなユニオン
ユニオン市原
ユニオン木更津
千葉スクラムユニオン
京葉ユニオン
JAL 被解雇者労働組合



代表 市原地区労議長 [REDACTED]
290-0082
市原市五井中央南 1-1-23
[REDACTED] 0436-21-5473

最低賃金の改正に関する意見交換の要請

昨年、地方最低賃金が改正され、全国加重平均で 1055 円になりました。しかし、この金額では、週 40 時間フルタイムで働いたとしても、年収は 200 万円を少し超える金額で、ワーキングプアを抜け出せません。時給が 1500 円になれば、年収で 300 万円を超え、ようやくワーキングプアを抜け出すことができます。しかし、これだけでは結婚・出産・子育て・教育を考えると不安が解消できません。抜本的な賃金体系の見直しを含めて賃金の在り方を再検討するべきであり、地方だけでは解決することが出来得ない内容であれば中央機関への具申等を求める次第です。

日本の最低賃金は金額が低すぎます。欧米の最低賃金は、多くの国で 2000 円を超えており、第 10 位のカナダでさえ、1635 円です(2024 年 10 月現在、英和コンサルティングによる)。日本における最高額である東京の 1163 円と比較すれば、その違いは歴然としています。

日本の賃金水準はバブル経済が崩壊した 1990 年代から低迷が続いており、欧米諸国との差が大きく広がりました。日本政府も賃上げの必要性を訴えていますが、中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃金は、労働市場の動向ではなく、最低賃金の引上げによって上がっているのが実態です。物価高騰の中で、最低賃金の大幅引き上げは、最も有効、かつ必要な経済政策です。最低賃金近傍で働く労働者の家計は火の車です。直ちに大胆な最低賃金の改定が必要なのは論を待ちません。

全国一律最低賃金制度の実現も重要です。昨年 A ランクの 6 都府県が目安通りの答申だったのに対して、27 の県は目安を上回る引き上げとしました。最低賃金の地域間格差による労働者の流出に対する地方の危機感が如実に現れたものと言えます。今こそ、最低賃金の全国一律制度の検討をするべきです。

中央最低賃金審議会、及び多くの地方最低賃金審議会では、肝心の金額審議を行う専門委員会等が一部公開にとどまっています。すべての最低賃金審議会の議論を、完全公開とすべきです。

これらを踏まえ、以下のことについて意見交換したいと考えました。よろしくお願いいたします。

1. 最低賃金の時間額を直ちに 1500 円とすること。
2. 全国一律最低賃金制度に向けた制度改正を行うこと。
3. すべての最低賃金審議会を完全公開とすること。

こちらからは各組合・ユニオンから最大 2 名、計 10 名程度の参加を希望します。なるべく早い日程を、遅くとも 4 月末までのご提示をお願いいたします。

2025年6月3日

厚生労働大臣
福岡 資麿 様

日本労働組合総連合会
会 長

2025年度最低賃金行政等に関する要請書

2025年度の春季生活闘争では、2年連続で5%台の賃上げが実現しました。しかし、米をはじめとした食料品や生活必需品などの物価高により、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしは一層厳しさを増しています。最低賃金の引き上げを通じ、この賃上げの流れを労働組合のない企業で働く人も含め社会の隅々まで波及させなければなりません。

日本の最低賃金は諸外国と比較して依然として低位にあります。政労使会議の議論なども踏まえ、大幅に引き上げる必要があります。あわせて、地域間の金額差も依然大きく、212円という金額差が地方部から都市部への労働力の流出、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさを助長していると考えられます。

現在検討されている「中小企業・小規模事業者の賃金向上5か年計画」の施策パッケージなどを踏まえ、最低賃金の大幅な引き上げに対応できる環境整備も不可欠です。

以上の認識のもと、下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

記

1. 地域別最低賃金について

(1) 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準に向けた目安額の決定

- 地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。今年の改定では全都道府県で確実に1,000円をクリアし、国際的な最低賃金の流れとして相対的な貧困水準（一般労働者の賃金中央値の60%など）が重視されていることも念頭におきつつ、中期的に大幅な水準引き上げをめざすこと。
- この間の中央・地方の審議において地域間額差が大きな論点になっていることを踏まえ、地域間額差の縮小をはかること。
- 全国的整合性のある地域別最低賃金の決定や地方審議会における円滑な審議を促すという目安制度の重要な役割を最大限発揮するため、公労使で議論を尽くした、説得力のある目安を示すことのできるよう審議会運営をはかること。
- 地方最低賃金審議会におけるデータに基づく議論のため、都道府県別のデータを充実させること。

(2) 早期発効に向けて

- 最低賃金引き上げの早期発効は全労働者の利益である。そのため、中央最低賃金審議会への諮問、目安に関する小委員会の開催、および答申の日程設定は、10月1日を軸により早期の発効に最大限配慮すること。同時に、各地方労働局に対しても、中央最低賃金審議会の審議や答申の丁寧な周知とともに、早期発効の趣旨を踏まえた審議会運営がはかられるよう、指導を徹底すること。

2. 最低賃金の引き上げに向けた環境整備

(1) 労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

- 中小・零細企業においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係省庁と連携をはかること。また、現在検討されている「中小企業・小規模事業者の賃金向上5か年計画」の施策パッケージについて、関係省庁や地方自治体などと連携しながら早急に実施すること。

(2) 業務改善助成金の安定確保と活用促進

- 業務改善助成金については、通常の事業の支払い能力を担保・向上させる観点で、安定的かつ十分な予算確保をはかること。また、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小・零細事業者が活用しやすい環境を整備すること。

3. 特定（産業別）最低賃金について

(1) 特定（産業別）最低賃金の意義・目的を踏まえた審議会運営

- 特定（産業別）最低賃金は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。この意義・目的を地方労働局や地方審議会委員へ周知徹底すること。
- その上で、地方審議会において、公労使がその意義・目的を十分認識し、必要性審議も含め、当該産業労使がイニシアティブを発揮できる運営がなされるよう指導を徹底すること。
- また、審議においてはデータに基づく議論を重視する観点で、労使双方から主張の根拠となる資料の提出を求めるなど、建設的な議論が行われる環境を整備するよう指導を徹底すること。
- 地域別最低賃金の審議が遷延した際でも、特定（産業別）最低賃金にかかる審議が十分なスケジュールを確保し円滑に運営されるよう、日程調整等は地域別最低賃金審議の進捗に依らず前もって行うこと。
- 特定（職業別）最低賃金について、労使のイニシアティブを担保しながら具体的な論点整理を開始すること。

(2) 適用労働者数の適切な把握

- 特定（産業別）最低賃金の適用労働者数を適切に把握するよう各地方労働局に対し、指導を徹底すること。

4. 最低賃金の履行確保

(1) 監督行政の強化等

- 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。
- 最低賃金制度の遵守に向け、最低賃金額はもとより制度の意義等も含めた周知徹底をはかること。その際は、都道府県内の事業者や労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携をはかること。
- 最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。

(2) 最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し

- 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、中央府省庁

および地方自治体に対して指導を強化すること。

5. 家内労働および最低工賃について

- 家内労働法第13条を踏まえ、最低賃金との均衡を考慮した最低工賃の決定に向け、地方審議会での当該産業労使による十分な協議が行われるよう、地方労働局への指導を徹底すること。
- 最低工賃新設・改正計画について、最低賃金の引上げ等の情勢に対し、より柔軟に対応するため、諮問サイクルのさらなる早期化を促すこと。

以 上

2025 年 7 月 7 日

千葉労働局長 小山 英夫 様

日本労働組合総連合会千葉県連合会

会 長

2025 年度最低賃金行政に関する要請書

2025 年度の春季生活闘争では、2 年連続で 5% 台の賃上げが実現しました。しかし、米をはじめとした食料品や生活必需品などの物価高により、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしは一層厳しさを増しています。最低賃金の引き上げを通じ、この賃上げの流れを労働組合のない企業で働く人も含め社会の隅々まで波及させなければなりません。

日本の最低賃金は諸外国と比較して依然として低位にあります。政労使会議の議論なども踏まえ、大幅に引き上げる必要があります。現下の物価上昇は、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしに大きな影響を及ぼしています。あわせて、千葉県は、東京都との金額差も依然大きく、87 円という金額差が東京都への労働力の流出を助長していると考えられます。

こうした中、昨年末に示された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の認知と実効性の向上をはじめとし、中小企業等の支払い能力を担保する各種支援策の拡充と周知が欠かせません。

現在検討されている「中小企業・小規模事業者の賃金向上 5 か年計画」の施策パッケージなどを踏まえ、最低賃金の大幅な引き上げに対応できる環境整備も不可欠です。

以上の認識のもと、下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

記

1. 地域別最低賃金について

(1) 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準に向けた額の決定

- 地域別最低賃金は、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条、最低賃金法第 1 条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。国際的な最低賃金の流れとして相対的な貧困水準が重視されていることも念頭におきつつ、中期的に大幅な水準引き上げを目指すこと。
- 地域別最低賃金の決定は、公労使で議論を尽くした、説得力のある金額を示すことのできるよう審議会運営をはかること。

(2) 早期発効に向けて

- 最低賃金引き上げの早期発効は全労働者の利益である。そのため、中央最低賃金審議会の目安の答申が出された以降速やかに審議会を開催し、10月1日を軸により早期の発効に最大限配慮すること。同時に、中央最低賃金審議会の審議や答申の丁寧な周知がはかれるよう、指導を徹底すること。

2. 最低賃金の引き上げに向けた環境整備

(1) 労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

- 中小・零細模事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係省庁と連携をはかること。

(2) 業務改善助成金の活用促進

- 業務改善助成金については、通常の事業の支払い能力を担保・向上させる観点で、安定的かつ十分な予算確保をはかること。また、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小・零細事業者が活用しやすい環境を整備すること。

3. 最低賃金の履行確保

(1) 監督行政の強化等

- 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。
- 最低賃金制度の遵守に向け、最低賃金額はもとより制度の意義等も含めた周知徹底をはかること。その際は、県内の事業者や労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携をはかること。
- 最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。

(2) 最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し

- 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、県庁および自治体に対して指導を強化すること。

4. 家内労働および最低工賃について

- 家内労働法第13条を踏まえ、最低賃金との均衡を考慮した最低工賃の決定に向け、地方審議会での当該産業労使による十分な協議が行われるよう、指導をすること。
- 最低工賃新設・改正計画について、最低賃金の引き上げ等の情勢に対し、より柔軟に対応するため、現状3年に一度の策定サイクルの見直しについて検討すること。

以上

最低賃金に関する要望

2025 年 4 月 17 日
日本商工会議所
東京商工会議所
全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会

実質賃金の上昇を実現し、日本経済を再び安定的な成長軌道に乗せるためには、雇用の約 7 割（三大都市圏を除くと約 9 割）を支える中小企業・小規模事業者の自発的・持続的な賃上げが不可欠である。深刻な人手不足と物価高騰を背景に、中小企業・小規模事業者も懸命に賃上げに取り組んでいるが、業績改善を伴わない「防衛的な賃上げ」の割合は依然として高く、「賃上げ疲れ」との声も聞かれる。加えて、今般の米国の関税措置による受注減など、中小企業・小規模事業者の経営への影響も懸念される。

こうした中、最低賃金は 2 年連続で大幅な引上げとなり、中小企業・小規模事業者の経営に厳しい影響を与えている。また、政府が新たに掲げる「2020 年代中に全国加重平均 1,500 円」との目標についても、対応は極めて困難であり、設備投資や他の従業員の賃金抑制、さらには収益悪化による廃業・休業も検討せざるを得ない等の厳しい声が寄せられている。

法定三要素（生計費、賃金、企業の支払い能力）のうち生計費（物価）と賃金の上昇が続く中、ある程度の引上げは必要と考えるが、企業の経営実態を踏まえない引上げは、地方の産業・生活インフラを支える中小企業・小規模事業者の事業継続を脅かし、地域経済に深刻な影響を与え、地方創生の実現に支障を生じかねない。

こうした認識のもと、2025 年度の中央・地方における最低賃金審議にあたり、政府に対して下記の内容を要望する。

記

1. 最低賃金に関する政府方針を示す場合には、中小企業・小規模事業者を含む労使双方参加の場での議論を

政府が、経済財政運営の大きな方針を示す中で、目指すべき最低賃金の水準等に言及することは否定しない。しかしながら、最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして、赤字企業も含め強制力を持って適用されるものであり、これを賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切でない。また、政府方針の検討に当たっては、中小企業・小規模事業者を含む労使双方の代表が参加する場で、経済情勢や企業の経営状況を十分に踏まえて議論すべきである。

2. 法定三要素に関するデータに基づく明確な根拠のもと、納得感のある審議決定を

中央最低賃金審議会では、2022年度の審議以降、公労使が三要素に関するデータを元に審議を重ね、各種統計を参照する形で目安額決定の根拠が明確に示されるなど、プロセスの適正化が一定程度図られてきた。こうした取組みが継続され、中央はもとより、地方においてもデータによる明確な根拠に基づく納得感のある審議決定が行われることを強く求める。

地方最低賃金審議会（以下、地賃）においては、中央が示す目安額や隣県との額差を過度に意識し、地域の経済実態を踏まえた議論がなされていないとの声も多く聞かれる。実態を踏まえない最低賃金の引上げは設備投資や全体の賃上げ抑制、雇用の喪失等につながり、却って地域経済の低迷を招く可能性も懸念される。

政府においては、各都道府県の労働局を通じ、地賃におけるデータに基づく納得感のある審議決定を徹底するとともに、参照すべき地域別の統計データの例示・提供などにより支援されたい。

3. 中小企業・小規模事業者が自発的・持続的に賃上げできる環境整備の推進を

中小企業・小規模事業者は、労働分配率が7～8割と高いことに加え、エネルギーコストや人件費などコスト増加分の価格転嫁が十分には進まず、賃上げ原資は乏しい。自発的かつ持続的な賃上げには、生産性向上などの自己変革による付加価値の増大に加え、労務費を含む価格転嫁の推進により、賃上げ原資を確保していく必要がある。

政府は、最低賃金引上げに対する主な支援策である「業務改善助成金」や「賃上げ促進税制」のほか、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の「賃上げ貸付利率特例制度」をはじめ、補助金・助成金などあらゆる政策を総動員して、生産性向上を伴う賃上げの取組みを後押しする支援策の拡充を図られたい。とりわけ、人手不足が顕著に厳しい産業分野への重点的な支援を措置されたい。

また、「パートナーシップ構築宣言」の拡大とともに、内閣官房と公正取引委員会が連名で公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の徹底、中小企業組合による団体協約・組合協約を活用した取引条件の改善など、価格転嫁の実効性向上に向けた取組みにより、中小企業・小規模事業者が自発的・持続的に賃上げできる環境を整備されたい。併せて、「良いモノやサービスには適正な値が付く」という考え方を、消費者を含め社会で広く共有すべく、周知・啓発に取り組まれたい。

4. 中小企業・小規模事業者の人手不足につながる「年収の壁」問題の解消を

近年の最低賃金の大幅な引上げにより、非正規・パートタイム労働者が、いわゆる「年収の壁」を意識した就労調整を行うケースが増え、中小企業・小規模事業者の人手不足に拍車をかける結果となっている。現在進められている被用者保険制度の見直しにおいては、企業規模要件や5人以上規模の個人事業所の適用拡大が検討されているが、社会保障の全体的な改革を通じ解消を

図るとともに、「年収の壁」問題の根底にある第3号被保険者制度の将来的な廃止について、早急に国民の合意を得る努力が必要である。

併せて、年収の壁を意識しない働き方への支援施策について強化・拡充を図られたい。

5. 改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を

例年、地域別最低賃金は、各都道府県の地質での改定決定後、ほとんどの都道府県で10月1日前後に発効するプロセスとなっている。最低賃金引上げの影響を受ける労働者が増える中、各企業は2か月程度で対応せざるを得ず、多くの中小企業から負担の声が聞かれている。また、年度途中での賃上げに伴う価格転嫁も容易ではなく、原資の確保に向けても各企業の十分な準備期間を確保することが必要である。こうした状況を踏まえ、改定後の最低賃金については、指定日発効等により全国的に年初めまたは年度初めの発効とすべきである。

6. 産業別に定める特定最低賃金制度の適切な運用を

特定の産業について、地域別最低賃金を上回る金額を設定する特定最低賃金については、都道府県ごとに適用されるものが現在223件ある。これらの改定および新設は、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て決定されるが、2024年度においては、地域別最低賃金額を下回るにも関わらず改定されなかったものが89件あり、うち75件は3年以上にわたり見直しがなされていない。形骸化した特定最低賃金については速やかに見直しを図るべきである。

他方で例えば、各地域において成長が期待される産業分野について、賃金水準や企業の支払い能力の実態を反映した特定最低賃金額を定めることにより産業集積地の魅力向上を図りつつ、地域全体の最低賃金額については急激な引上げを抑えるなど、改めて、現下の地域経済や雇用の実情を踏まえた特定最低賃金の運用を検討することも一つの方策と考える。こうした考え方も参考に、特定最低賃金の運用やあり方について、各地域の労使のイニシアティブに基づく議論を促すべきである。

以上

更なる最低賃金の引上げ及び中小企業支援を求める会長声明

- 1 厚生労働省が本年2月5日に発表した「毎月勤労統計調査2024年分結果速報」によると、現金給与総額（事業所規模5人以上）での実質賃金指数は、前年から0.2%の減少となり、3年連続での前年比マイナスとなった。物価上昇に労働者の賃金上昇が追いついていかず、名目賃金から物価変動の影響を除いた実質賃金の上昇率はほぼゼロ状態が続いている。労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、大企業だけでなく中小・零細企業も含めた全ての労働者の実質賃金の上昇を実現する必要がある、そのためには最低賃金額を大きく引き上げることが何よりも重要である。

2024年の全国加重平均51円という引上げ幅は過去最大のものであったが、他方において、物価の上昇が継続し、実質賃金の減少が長期的に継続してきたことに鑑みると、最低賃金の水準はなお不十分であると言わざるを得ない。

2025年6月13日に公表された「経済財政運営と改革の基本方針 2025」においては「2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する」とされている。昨今の経済情勢・物価上昇傾向に照らせば、労働者が賃金によって人間らしい生活を送れるようにするためには、更なる最低賃金の引上げを図る必要がある。また、物価上昇による生活への影響が地方においても大きく現れていることに鑑みれば、最低賃金の地域間格差も速やかに解消されなければならない。

- 2 今般の最低賃金の引上げに際しては、これと合わせて、賃金額を引き上げる企業に対する適切な助成がなされなければならない。当会は、これまでも国の「業務改善助成金」制度の改善を繰り返し求めてきたところであり、史上最大の引き上げ幅となった今年度においては、広く同制度が活用されることが求められている。国は、現行制度の活用について、積極的な広報に努めるべきである。

また現行の「業務改善助成金」制度は、なお改善の余地が大きい。賃金の引上げは、そのこと自体によって労働者の労働意欲を喚起し生産性を向上させるものであるという視座のもと、①同助成金の申請に際して策定が求められる賃金引上計画について、引上予定額の幅の下限を引き下げる、②業務改善計画の策定を必須とせず、賃金引上計画のみによる助成を可能とする、③助成率及び助成上限額を引き上げる、などの改善を図るべきである。さらに、最低賃金の引上げと新規雇用の創出とを両立させるため、既存の事業場における最低賃金の引上げに対する助成のみならず、小規模事業者の創業・新規雇用創出の際の助成を拡充し、より利用しやすいものとするべきである。

また、最低賃金の引上げに伴う事業者の負担を緩和するために、事業場内最低賃金の引上げを行った事業者に対する社会保険料の事業主負担分の減免等の施策も、併せて行われるべきである。

- 3 以上から、当会は、政府に対し、最低賃金の更なる引上げを求めるとともに、実効性ある中小企業支援策の策定、実施を求めるものである。

2025年7月23日

千葉県弁護士会会長

千葉県の最低賃金を直ちに
時給1500円以上に引き上げるとともに、
地域間格差の解消を求める要請書

4 1 7 1 筆

7月25日

取扱団体 千葉県労働組合連合会

千葉県の最低賃金をただちに時給 1500 円以上に引き上げるとともに、

地域間格差の解消を求める要請書

千葉地方最低賃金審議会会長 様

厚生労働大臣 様

中央最低賃金審議会会長 様

■ 要 請 趣 旨 ■

労働基準法第一条は、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。私たちは8時間働けば人間らしい生活ができる最低賃金の実現を求めます。

現在の千葉県における最低賃金は時給 1076 円であり、法定労働時間で換算すると年収は 200 万円程度にしかならない状況にあります。この金額は年収 200 万円未満のワーキングプアと位置付けられる低所得者とほぼ同じ水準であり、「働きがい」があるとは言えません。特に今年は歴史的な物価高の中で労働者のいのちとくらしを守るため、ただちに時給 1500 円以上に改定していただくよう要請します。

また最低賃金の地域間格差が年々広がり、時給で 212 円にも及んでおり、労働人口の流動による地方の人口減を加速させる要素のひとつとなっているものと考えます。地方の地域経済を下支えし、人口減少に歯止めをかけ、地域経済を再生するために全国一律最低賃金とすることを求めます。

物価高騰の影響で、売り上げが激減している企業が多くあります。最低賃金の引き上げに当たっては、大企業の内部留保金に適正課税をして財源を確保し、中小企業・小規模事業者に対して、最低賃金の引き上げを保障する特別な財政措置（持続化給付金再給付や家賃補助、社会保障費の事業者負担分の軽減など）の拡充を要請します。

■ 要 請 項 目 ■

1. 千葉県の最低賃金をただちに時給 1500 円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため中小企業・小規模事業者に対する各種助成金を拡充すること。

氏 名	住 所

*この署名用紙は、関係行政機関への要請以外の目的に個人情報を利用されることは一切ありません

2025年7月29日

千葉県地方賃金審議会委員 各位

郵政産業労働者ユニオン浦安支部

支部長

意見書

第1 意見の趣旨

- 1 最低賃金の決定にあたっては、最賃法の定める3要素を考慮しても「絶対的貧困かつ相対的貧困」に陥らない最低基準を追求すべきです
- 2 最低賃金の決定は、世帯全体の家計も考慮すべきです
- 3 長時間労働と低賃金の実態を考慮すべきです
- 4 三要素の決定に当たって資料の精査を求めます
- 5 東京都と千葉県の最低賃金を是正し、全国一律1500円への改正を求めます

第2 意見の理由

1 はじめに

私たち郵政産業労働者ユニオン浦安支部(千葉県浦安市東野1-6-1浦安郵便局内)は、千葉県のうち主に都県境付近の事業所を中心に組織している労働組合の支部組織です。

「最低賃金の改正決定について(諮問)」では、「新しい資本主義グランドデザイン及び実効計画2025年及び経済財政運営と改革の基本方針2025年改訂版」(令和7年6月13日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」(同日閣議決定)への配意を要請しています。「地方創生2.0基本構想」(同日閣議決定)、「ジョブ型人事指針」に関係する政策・指針も出されており、家計の補助的労働者か否かを問わず、全ての労働者に最低賃金は非常に重要であるということも踏まえたところで労働組合として意見します。

「経済財政運営と改革の基本方針2025」では「日本経済の取り巻く環境と目指す道」について「国際秩序」について概観しています。他方で「最低賃金の引上げを含め、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現する。」と述べています。

昨年の意見陳述で述べたところでありますが、2014年5月15日、米国で最低賃金時給15ドルと労組結成を求めるファストフードグローバルアクションに連帯した行動が千葉県を含めた日本の各都道府県など全世界的に行われて10年余が経過しました。10年前の時点で日本や米国各州等の最低賃金水準に対して、欧州や豪州では労使協定あるいは実効性のある最賃制度が機能し、デンマークでは労使協定で18歳以上時給21ドル、18歳未満15ドル、ビックマック5.18

ドルでした。日本では都道府県別に最賃を決定しているなど広く知られることとなり、当時の愛媛県最低賃金である666円ではとんかつマックバーガーセットが699円が買えない金額であるなどアピールされました。その後、例えばE U租税協定があるの中であっても、商標権を管理する会社を通じて租税回避が行われる問題があって、グローバル企業に対する国際社会のあり方が問われた経過もありました。

最低基準も各国で様々な決め方があります。最低賃金を上げることについて、米国と日本では福祉国家を志向するか、I L O条約との向き合い方も異なるというところを踏まえ、日本ではI L Oに批准した今日の最低賃金制度があるというところまで述べたところです。

その上に立って、我が国の最低賃金制度について改めて概観をします。

2 法律による地域別最低賃金の決定方法

憲法では、すべての国民に健康で文化的な最低限度の生活の保障し(25条1項)、国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努める(同2項)ところで、賃金、就業時間など勤労条件に関する基準を法律で定めます(27条2項)。

そこで労働基準法があるわけで、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない(1条)ものとして、1947年制定当初は労働時間の前の旧第28条から旧第31条までで最低賃金を定められることについて及び方法も規定していましたが、1959年に労働基準法から独立し、現在、賃金の最低基準に関しては最低賃金法の定めるところ(28条)とします。

そこで最低賃金法は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的(1条)とし、地域別最低賃金をあまねく全国で決定(9条1項)します。現在の地域別最低賃金の決定方法は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮(同2項)し、生活保護に係る施策との整合性に配慮する(同3項)とされています。

3 絶対的貧困及び相対的貧困に陥らない基準の必要性(意見の趣旨1)

最低賃金法9条2項では「通常の事業の支払い能力」では通常とそうでない事業の違いは何であるのか。支払い能力の数値的な算定は困難ではないかという問題もありますが、憲法25条1項の要請があります。そもそも地域別最低賃金決定の3要素を考慮し、これら総合的に勘案して生活保護に係る施策との整合性に配慮したとしても、導かれる金額としては、すべての国民が絶対的貧困及び相対的貧困に陥らない基準を追求すべきです。

4 ILO条約の要請

最低賃金が憲法上の要請に応えると共に、「国際秩序」という観点からいっても、ILO条約に批准した労働会議によって今日の最低賃金制度という観点は重要です。

同盟及連合国ト独逸国トノ平和条約(大正9年条約第1号) (1920年1月10日『官報』号外)	国際労働機関憲章(昭和27年条約第1号) (1952年1月16日『官報』)
第十三編 労働 第一款 労働機関 国際連盟ハ世界平和の確立を目的トシ而シテ世界平和ハ社会正義ヲ基礎トスル場合ニ於テノミ之ヲ確立シ得ヘキモノナルニ因リ 多数ノ人民ニ対スル不正、困苦及窮乏ヲ伴フ現今ノ労働状態ハ大ナル不安ヲ醸生シ惹テ世界ノ平和協調ヲ危殆ナラシムヘキニ因リ彼ノ労働時間ノ制定殊ニ一日又ハ一週ノ最長労働時間ノ限定、労働供給調整、失業ノ防止、<u>相応ノ生活ヲ支フルニ足ル賃銀ノ制定</u>、労働障害及疾病ニ対スル労働者ノ保護、児童年少者及婦人ノ保護、老年及廃疾ニ対スル施設、自国外ニ於テ使用セラルル労働者ノ利益ノ保護、結社ノ自由ノ原則ノ承認、職業及技術教育ノ組織等ノ如キ手段ヲ以テ前記労働状態改善スルコトハ刻下ノ急務ナルニ因リ 一国ニ於テ人道的労働条件ヲ採用セサルトキハ他ノ諸国ノ之ヲ改善ヲ企画スルモノニ対シ障礙ト為ルヘキニ因リ 茲ニ締約国ハ正義人道ヲ旨トシ世界恒久ノ平和ヲ確保スルノ冀望ヲ以テ左ノ諸条ヲ協定ス	国際労働機関憲章 全文 世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができるから、 そして、世界の平和及び協調が危くされるほど大きな社会不安を起すような不正、困苦及び窮乏を多数の人民にもたらす労働条件が存在し、且つ、これらの労働条件を、たとえば、一日及び一週之最長労働時間の設定を含む労働時間の規制、労働力供給の調整、失業の防止、<u>妥当な生活賃金の支給</u>、雇用から生ずる疾病・疾患・負傷に対する労働者の保護、児童・年少者・婦人の保護、老年及び廃疾に対する給付、自国以外の国において使用される場合における労働者の利益の保護、同一価値の労働に対する同一報酬の原則の承認、結社の自由の原則の承認、職業的及び技術的教育の組織並びに他の措置によつて改善することが急務であるから、 また、いずれかの国が人道的な労働条件を採用しないことは、自国における労働条件の改善を希望する他の国の障害となるから、 締約国は、正義及び人道の感情と世界の恒久平和を確保する希望とに促されて、且つ、この前文に掲げた目的を達成するために、次の国際労働機関憲章に同意する。

国際労働機関憲章 付属書 国際労働機関の目的に関する宣言(1952年1月16日『官報』)

- 一 総会は、この機関の基礎となつてゐる根本原則、特に次のことを再確認する。
- (a) 労働は、商品ではない。
 - (b) 表現及び結社の自由は、不斷の進歩のために欠くことができない。
 - (c) 一部の貧困は、全体の繁栄にとつて危険である。
 - (d) 欠乏に対する戦は、各国内における不屈の勇氣をもつて、且つ、労働者及び使用者の代表者が、政府の代表者と同等の地位において、一般の福祉を増進するために自由な討議及び民主的な決定とともに参加する継続的且つ協調的な国際的努力によつて、遂行することを要する。

1864年の欧州各国の労働組合の国際連帯から国際労働立法が模索され、ヴェルサイユ条約までの過程は、佐藤進『ILO条約と日本労働法』（1962、法政大学出版会）が詳しいので参照して下さい。ヴェルサイユ平和条約からの産業構造の転換は日本でも例外ではなく、我が国でも農業生産額を工業生産額が上回り、米価高騰や住宅難などへの対応が模索された時期でもありました。

その後、低賃金の産業分野の最低賃金率を決定する1928年の最低賃金決定条約(第26号)と30号勧告、全労働者に適用される最低賃金を定める1970年の131号条約と135号勧告について、日本は1971年に両条約を批准します。

1928年の最低賃金決定勧告(第30号)では、女子が通常使用される産業又は産業の部分に対し特別な考慮を払うことが有益(I(2))としております。また、1970年の最低賃金決定勧告(第135号)では、「I 最低賃金決定の目的」として貧困を克服すること並びにすべての労働者及びその家族の必要を満たすことを企図する政策の一の要素をなすべきとしています。

5 最低賃金の決定は、世帯全体の家計も考慮すべき(意見の趣旨2)

この間の経過として、1961年に「農業基本法」から、昨年「食料・農業・農村基本法」が改正されましたが、長谷川俊郎農民連会長は2024年5月14日の参院農林水産委員会の意見陳述を行い、1984年のEC共通農業政策の転換や国連「家族農業10年」に触れ、「自給的農家」について陳述しました。

また2024年10月、8年ぶりに国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)が報告審議を行い、総括所見では、賃金や雇用について、同一価値労働同一賃金原則(男女同一賃金)の不十分さ、コース別雇用管理で低賃金の事務職・パートタイム・低賃金労働に女性が集中していることによる賃金格差が大きく、それが年金給付にも影響を及ぼしていることを指摘しました。いわゆる3ちゃん農業と社宅制度と仕送りで融通していた時代から賃金制度が対応できていない問題について議論が必要です。

5 長時間労働と低賃金に考慮し、相対的貧困に陥らない水準を(意見の趣旨3)

郵政産業については、1998年11月以降の地域区分局非常勤化と1999年「女子保護」規定撤廃(夜業解禁)の中で、男女問わず深夜労働が低賃金の非正規労働者が中心となって、Wワークで働く労働者も少なからずいます。

近年「賃金中央値」が下がっていますが、産業によっては正社員の所定労働時間が7時間労働制となる一方、低賃金労働者の方がWワークで長時間労働がある実態があることから、長時間労働と低賃金の実態を考慮し、絶対的貧困と相対的貧困の両方から検討を求めます。

6 生計費について

昨年の意見書の通り、「人事院標準生計費」については、2024年6月5日の衆議院厚生労働委員会において宮本徹議員が質問し、2024年4月の標準生計費(単身世帯)が一番低い愛媛県(7万7060円)は、一番高い三重県(17万1000円)の半分以下で年ごと

にばらつきがあるなど、そのデータには疑問があります。

生計費を把握するには、全労連や連合が行っている生計費調査を参考にすべきであり、3要素の決定について資料の精査を求めます。(意見の趣旨4)

7 賃金相場について

郵政の時給制契約社員の賃金は、①最低賃金、②正社員の調整手当支給区分が甲地以上か否か(国家公務員の調整手当支給区分とも異なり、東京圏では東京都・神奈川県に甲地以上が著しく偏る)がベースとなっています。

例えば、郵便・物流部門の外務社員は、江戸川を挟み葛飾区と松戸市、毛長川を挟み足立区と草加市でそれぞれ①90円+②50円=140円の賃金格差が構造的に生じることとなる制度である一方、境川を挟み町田市と相模原市の間では①0円+②50円=50円となります。

ただし、募集の単価を見れば事業所ごとに期間を定めて「雇用促進手当」の上積みを行っており、スキル評価の低い社員に反映されております。しかしながら、半年ごとのスキル評価による加算給は消しこまれる制度となっており、長年スキルを持って働いている契約社員で時給額90～140円差が生じている構造に変わりはありません。こうした構造が賃金相場に影響していると考えべきです。

以上の点を踏まえ、東京都と千葉県の最低賃金を是正し、全国一律1500円への改正を求めます。(意見の趣旨5)

以 上